こども動物自然公園「キリンテラス」、「ペンギンヒルズ」、「冒険の森アスレチック」のネーミングライツ事業　募集要項

埼玉県(以下「県」という。)では、こども動物自然公園内の「キリンテラス」、「ペンギンヒルズ」、「冒険の森アスレチック」について、ネーミングライツの命名権者を次のとおり募集します。

1　ネーミングライツ対象施設について

(1)施設名

①キリン舎「キリンテラス」 ※キリンテラスにはキボシイワハイラックス舎を含みます

②フンボルトペンギン生態園「ペンギンヒルズ」

③冒険の森アスレチック

(2)所在地

埼玉県東松山市岩殿554(管理事務所)

(3)施設概要

別紙1「対象施設の概要」のとおり

※ 感染症予防(鳥インフルエンザを含む)による一時的な利用制限や点検等の結果による将来的な公園施設の改修、それらに伴う利用停止が発生する場合があります。

(4)指定管理者

公益財団法人　埼玉県公園緑地協会(令和6年4月1日から令和11年3月31日まで)

2　募集の概要

(1)応募資格

ア　応募資格は別紙 2「応募資格」のとおりです。

イ　グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。

(ア)グループを構成する全ての法人その他の団体が応募資格を有すること

(イ)グループを代表する法人又は団体を定めること

(ウ)単独で応募した法人又は団体は、グループの構成員になることはできないこと

(エ)複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

ウ　応募に当たっては、広告代理店を通じての提出も可能とします。その場合、委任状(様式2)を併せて提出してください。なお、広告代理店の提出に要する経費の一切について、県はお支払いしません。

(2)応募条件

「①キリンテラス」、「②ペンギンヒルズ」、「③冒険の森アスレチック」の複数の施設に、それぞれ応募することができます。

① キリンテラス　命名権

県が希望する契約金額 （年額・税抜）＊1	県が希望する 契約期間＊2	応募可能な 契約期間＊3	愛称使用開始時期 （予定）
1,000,000 円以上	5年	5年以上 10年以下	令和9年4月1日

② ペンギンヒルズ　命名権

県が希望する契約金額 （年額・税抜）＊1	県が希望する 契約期間＊2	応募可能な 契約期間＊3	愛称使用開始時期 （予定）
1,000,000 円以上	5年	5年以上 10年以下	令和9年4月1日

③ 冒険の森アスレチック　命名権

県が希望する契約金額 （年額・税抜）＊1	県が希望する 契約期間＊2	応募可能な 契約期間＊3	愛称使用開始時期 （予定）
500,000 円以上	5年	5年以上 10年以下	令和9年4月1日 ※工事の進捗に伴い開始時期が変更となる場合があります

＊1　命名権料は、本県が定める契約希望額以上とします。なお、応募いただく命名権料には、消費税及び地方消費税は含まないでください。支払時に別途、消費税及び地方消費税が必要となります。

＊2　1年度(4月～翌年3月)に満たない契約期間の命名権料は、月単位で算出します。

＊3　応募期間は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。なお、応募可能な契約期間よりも長期間での応募はできませんが、期間満了後、契約の更新を希望する場合には、優先交渉権を付与します。ただし、契約の更新を保証するものではありません。

3　愛称について

(1)命名に関する条件

ア 「①キリンテラス」については、愛称の一部に「キリンテラス」を用いてください。

また、「②ペンギンヒルズ」については、「ペンギンヒルズ」を愛称の一部に用いてください。

（例　△△△キリンテラス、ペンギンヒルズ〇〇〇）。

「③冒険の森アスレチック」については、施設の機能を表す文言を愛称の一部に含めてください。

（例　□□□アスレチック、□□□プレイランドなど）。

イ　法人等が付与する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正を行うことはできません。

ウ　利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。

エ　愛称が定着するまでの間、愛称の表示に当たっては、正式名称を併記する場合があります。

(2)使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当すると認められる愛称は、命名又は使用することができません。

ア　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ　公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの

ウ　基本的人権を侵害しうるもの又はそのおそれのあるもの

エ　政治性のあるもの

オ　宗教性のあるもの

カ　社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの

キ　公園及び動物にとって不利益となるおそれのあるもの

ク　その他県有資産の愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3)愛称の範囲

対象施設の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を付与することができます。ただし、一般に理解しやすいものとしてください。法人やブランドのロゴマーク等も使用することができます。

また、公園全体のデザイン統一のため、表示に用いるフォントや色彩、企業ロゴの挿入及び配置、装飾等については既存のデザインコンセプトを踏襲したものとし、県及び関係機関と協議の上決定することとします。

（例）動物に対して吹き出しを表示するなど擬人化を思わせる表現はできません。

4　愛称の表示箇所等（命名権者のメリット）

(1)施設の愛称表示

ア　施設の愛称が表示可能な箇所は、施設敷地内の案内板、印刷物（パンフレット、ポスター、チラシ等）とします。具体的には、別紙1「対象施設の概要」の「愛称の表示箇所等（命名

権者のメリット）」欄のとおりです。

イ　施設における名称看板の設置・変更及び原状回復等、工事が伴うものについては、命名権者が実施することとし、施工の範囲、実施時期及び内容については、県及び関係機関と協議の上決定することとします。なお、屋外広告物を設置する際には事前に、施設が所在する東松山市の担当窓口に相談願います。

ウ　印刷物については、原則、新規作成物からの表示とします。

（2）愛称表示以外の命名権者に付与するメリット

イベント等が実施される際には、可能な範囲で SNS の投稿へのタグ付け、こども動物自然公園が管理するホームページでの広報、園内放送にて愛称の PR 等を行います。

（3）メリット付与の提案

県が示す愛称の表示箇所以外に希望する愛称の表示箇所がある場合や愛称表示のほかにネーミングライツに係るメリット付与の希望がある場合は、希望するメリット付与について、提案してください。 優先交渉権者決定後、別途協議の上、メリット付与の可否等について、決定するものとします。なお、必ずしも提案いただいた内容を実現できるとは限りません。

（4）愛称普及に向けた県の取組について

ア　命名権者決定後は、速やかに、報道機関への資料配布、ホームページ掲載等を通じて発表します。

イ　県は、愛称の普及・定着を図るため、県の各種広報において愛称を使用するとともに、施設管理者やメディア、県内市町村等に対し、愛称の使用を働きかけます。

5　費用の負担等について

（1）命名権者が負担

ア　施設における名称看板の設置・変更及び原状回復等、工事が伴うものについては、命名権者がその費用を負担して実施することとします。

イ　次に掲げるものに愛称を表示するときは、命名権者が必要な手続を行い、これに伴う費用が発生する場合は、命名権者が負担することとします。

（ア）屋外広告物条例による規制が適用されるもの

ウ　名称看板の設置等、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用をしようとするときは、都市公園法（昭和31年法79号。以下、「法」という。）第5条第1項又は第6条第1項、埼玉県都市公園条例（昭和39年条例第98号。以下、「条例」という。）第17条及び埼玉県都市公園に関する規則（昭和45年規則第5号。以下、「規則」という。）第2条に基づき、県から公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可を受けた上で、所定の使用料が発生します。ただし、条例第18条及び規則第9条により使用料の減免を受けた場合は、この限

りではありません。

エ　条例第9条第1項に掲げる行為等をしようとするときは、同項、条例第 22 条第2項及び規則第3条に基づき指定管理者から行為の許可を受けた上で、条例第 17 条第2項又は同第 28 条第1項に基づき所定の利用料金が発生します。ただし、条例第 18 条及び規則第9条又は条例第 30 条に基づく指定管理者が定める規定により、利用料金の減免を受けた場合は、この限りではありません。

オ　条例第10条第1項に基づき県が公園に設置したものを利用するときは、条例第22条第2項及び規則第5条第1項に基づき指定管理者から利用の許可を受けた上で、条例第28条第1項に基づき所定の利用料金が発生します。ただし、同第30条に基づく指定管理者が定める規定により、利用料金の減免を受けた場合は、この限りではありません。

(2)埼玉県が負担

県ホームページ、県広報紙、県が発行する印刷物の表示費用は県が負担します。

ただし、印刷物は愛称使用開始後に作成開始するものを対象とし、既成の印刷物の表示変更費用は、命名権者の負担となります。

(3)その他

その他、愛称使用に伴う費用負担の詳細は、協議の上、決定します。

6　命名権料の活用使途

こども動物自然公園の魅力アップ等に活用します。

7　応募手続

(1)命名権者の募集期間

令和8年11月 26 日(木)から令和 9 年1月 27 日(水)まで(電子メール、各証明書必着)

(2)申し込み方法等

「埼玉県ネーミングライツ申込書(様式1)」等をダウンロードして、必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。ただし、電子メールによる提出であっても、「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」及び「法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書」については、持参又は郵送とします。

なお、電子メールによる提出時に、その旨を電話にて連絡してください。

また、グループ応募の場合は、構成する全ての法人その他団体について提出してください。

ア　提出書類

①埼玉県ネーミングライツ申込書(様式1)

②委任状(様式2)

※　代理人が申し込む場合は、「委任状(様式2)」を添付してください。

③法人番号申出書兼埼玉県税の納税状況等の確認に関する同意書(様式3)

※ 様式3において、法人等の登記事項証明書について、法人ベース・レジストリを用いて確認することに同意しない場合は、登記事項証明書(申請日前3か月以内に取得したもの)又はこれに準ずる書類を持参又は郵送にて提出してください。)

※ 埼玉県内に事業所(本社、支社、支店等)がある法人等については、様式3(法人番号申出書兼同意書)を提出いただき、納税状況等確認システム(埼玉県が業務において使用する、埼玉県税の納税義務者の納税状況等を確認できるシステムをいう。)の利用に同意いただくことで、⑪の埼玉県が発行する法人県民税及び法人事業税の納税証明書の提出を原則省略することができます。ただし、納税状況等確認システムによって納税状況等が確認できない場合は、納税証明書を提出してください。

※ 上記の場合も、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の提出は省略できませんので、御注意ください。

④命名権者として県と契約締結を希望する法人等の概要(様式4)

⑤誓約書(様式5)

⑥地域貢献や施設活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画(様式6)

⑦役員名簿(様式7)

⑧愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要の分かるもの

⑨会社概要及び直近の会計年度の事業計画書

⑩直近3か年の決算報告書

⑪法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(3の3)を提出してください。

※ 法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近3事業年度分の納税証明書を提出してください。

イ 提出・連絡先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県庁第二庁舎2階 都市整備部公園スタジアム課 公園企画担当

TEL:048−830−5401

電子メール: a5400-09@pref.saitama.lg.jp

※ 持参の場合の受付時間 8:30～12:00及び13:00～17:15(土日祝日を除く)

※ 郵送の場合は、封筒に「ネーミングライツ申込書関係書類在中」と記載してください。

ウ 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア)受付期間

令和8年11月26日(木)から12月11日(金)午後5時まで

(イ)受付方法

募集要項の内容等に関する質問書(様式8)に記入の上、電子メールで提出してください。

電子メール宛先: a5400-09@pref.saitama.lg.jp

(ウ)回答方法

質問及び回答は、令和8年12月18日(金)までに埼玉県ホームページにおいて公表します(質問者名は表示しません。)。

URL: https://www.pref.saitama.lg.jp/a0104/boshuu3.html

※上記URLの各募集ページに掲載

8 選定方法

(1)選定委員会を設置し、提出書類を基に、命名権者、命名権料、希望愛称期間、希望愛称、社会・地域貢献等活動の内容等を総合的に検討し、応募者から優先交渉権者を選定します。

(審査項目及び配点)

審査項目	審査内容	配点
命名権料	応募金額の妥当性(相対評価)	40
愛称の妥当性	県民にとっての親しみやすさ、分かりやすさ 県有資産等の設置目的やイメージとの整合性等	20
社会・地域貢献等	社会・地域貢献等の理念、活動実績、今後の計画、施設を利用した企業の取組提案、施設関連事業との親和性 等	15
契約期間	契約期間の妥当性(相対評価)	10
経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性	10
地域性	県内の事務所・事業所等の有無	5
合計点		100

(2)選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。

(3)優先交渉順位の決定後、県は優先交渉権者と個別にネーミングライツ事業契約の締結に係る交渉を行い、県及び優先交渉権者双方の合意がなされたのち、正式に命名権者として決定します。

契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を予定しています(命名権者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結します)。締結には、県が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、命名権者は利用に係る費用負担が生じないものとします。なお、命名権者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要があります。

交渉の結果、協議が成立しない場合は、優先交渉順位で次点につけている者を繰り上げて優先交渉権者として交渉できるものとします。なお、代理店等を経由して応募があった場合においても、ネーミングライツ事業契約は県と命名権者間で締結します。

(4)決定した命名権者の名称、命名権料、応募申請団体数、選定委員の職・氏名、審査項目を埼玉県ホームページ等を通じて公表します。なお、応募内容及び選定結果等については、埼玉県情報公開条例の定めるところにより、公開されることがあります。

9 申込みの無効

応募申込書を提出後、応募資格がないことが判明した場合は、申込みを無効とします。

10 施設見学について

施設の見学を希望する場合は、7(2)イの提出・連絡先まで連絡してください。

11 その他

(1) 将来的に、園内の他施設にネーミングライツ事業(愛称)を導入する可能性があります。

(2) 指定管理者の自主事業として公園内における広告販売事業が実施される可能性があります。

(3) 本公園及び施設は老朽化等への対策のため、修繕工事等により施設全体又は一部が一時的に使用出来なくなる場合がありますが、命名権料の返還等の請求はできません。

(4) 感染症拡大防止や大規模改修等により、公園全体又は施設全体が長期間に渡り使用中止となった場合には、契約内容の変更等の対応を命名権者と県で協議し決定することとします。

(5) 大規模改修又は著しい劣化等により、公園又は施設の価値が大幅に向上又は低下した場合には、契約金額の変更を命名権者と県で協議し決定することとします。